

	<ul style="list-style-type: none"> ・日本がポジティブリスト制度の導入に向けて開発した分析法を英語でも公開する旨を報告。 ○第 39 回会議(2007 年 5 月:H19)議題7より ・EC 分析機関が分析法の妥当性確認に関するデータベースをウェブサイトに掲載したとの報告。 ・IAEA から、参加国から提案された分析法や CCPR で検討された分析法は IAEA のホームページ上で閲覧可能との報告。 ・分析法のリストは、コーデックス文書としては策定せず、IAEA のウェブサイトに掲載することで合意。
8. 残留農薬の分析法に関する検討事項:残留農薬の同定, 確認及び定性分析における質量分析の使用に関するガイドライン	<p>第 35 回部会において Step8 で合意した「残留農薬の分析における GLP(Good Laboratory Practice)のガイドライン改訂案」における議論から派生した議題。第 35 回部会において検討を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第 36 回会議(2004 年 4 月:H16)議題 9 より ・部会は作業部会が提案したガイドライン原案の修正案を受け入れ、各国の意見を求めることで合意。 ○第 37 回会議(2005 年 4 月:H17)議題 10(a)より ・高分解能の MS(High MS) や飛行時間型の MS(TOF-MS)の使用等に関して議論がなされた。 ・現行の「残留農薬分析適正化ガイドライン」に加えたうえで、総会で Step5/8 で採択を求めることで合意。 <p>(注)第 28 回総会(2005 年)において採択された。</p>
9. 残留農薬の分析法に関する検討事項:ケッパーにおけるジチオカーバメートの分析について	<p>残留農薬の分析法に関する議論の中で取り上げられたトピック。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第 36 回会議(2004 年 4 月:H16)議題 9 より ・モロッコから、ケッパーのジチオカーバメートをについて。二硫化炭素を測定するスクリーニング法で分析するとケッパーに天然に含まれる物質が分解して二硫化炭素が検出されてしまい、貿易問題につながるとした。 ・CCPR では、ジチオカーバメートの MRL リストに「作物によって二硫化炭素を生産する天然物が含まれている」との脚注を加えた。CCMAS の作業部会で検討するとした。 ○第 37 回会議(2005 年 4 月:H17)議題 10 より ・アブラナ科野菜やケッパーでジチオカーバメートの分析をした際にこうした偽陽性が出ることについて、モロッコと韓国から高速液体クロマトグラフィー(HPLC)の分析法の有用性が論じられた。次回の部会に向けて、データの提供を求められた。 ○第 38 回会議(2006 年 4 月:H18)議題 10 より ・モロッコ及び韓国から検討の成果が報告された。
10. 残留農薬の分析法に関する検討事項:乳脂肪の全乳の分離法につ	<p>残留農薬の分析法に関する議論の中で、第 38 回会議において取り上げられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第 38 回会議(2006 年 4 月:H18)議題 10 より ・脂溶性の農薬の分析に関連して、全乳と乳脂肪の取扱いについて議論。

<p>いて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部会は、全乳と乳脂肪の分離方法、乳・乳製品中の脂溶性農薬の分析方法について、回付状により情報提供を呼びかけることとした。 ○第39回会議(2007年5月:H19)議題7より <ul style="list-style-type: none"> ・ほとんど情報が得られず、再度情報収集の呼びかけが行われた。 ○第40回会議(2008年4月:H20)議題7より <ul style="list-style-type: none"> ・規制目的で全乳検査の結果と全乳のMRLとの比較を行うことで合意。またJMPRに、全乳および乳脂肪中のMRLが設定されているすべての農薬について、これを脚注に追加することを依頼。
<p>11. CCPR に対する科学的助言の提供に関するJMPRの資源問題について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第42回会議(2010年4月:H22)議題12 <ul style="list-style-type: none"> ・「農薬に関するコーデックス優先リストの設定」に関する議論の中で、JMPRのキャパシティに関する問題点が指摘され、問題点及び解決策について米国が討議文書を作成し、次回会合で議論することで合意。 ○第43回会議(2011年4月:H23)議題12より <ul style="list-style-type: none"> ・討議文書をもとに、新たな資金提供の枠組みの創設、JMPR専門家の増員、会合の開催回数の増加について議論。しかしこの問題は、CCPRでの解決は難しいため、関心のある加盟国が総会で懸念を表明することとなった。
<p>12. OECD で開発された農薬最大残留基準値(MRL)の評価のための計算手法について</p>	<p>JMPRにおけるMRL設定の透明化を図るため、JMPRからの一般審議事項の報告の中で、MRLの評価に関する計算手法(Calculator)について検討されていたところ。第41回会議(2009年)で米国を座長とする作業部会を立ち上げMRL計算手法に関する考え方を調査することが決まり、各国にコメント要請がなされていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第42回会議(2010年4月:H22)議題9より <ul style="list-style-type: none"> ・米国より、OECDが開発中の計算手法(Calculator)について、現在も改訂版が検討されている旨の報告。 ・これをさらに利便性の高いものとするためにコーデックス加盟国とJMPRが開発中の計算手法の試験的利用の結果を、米国とコーデックス事務局に報告することで合意。 <p>(注)第43回会議(2011年)で、CCPRからJMPRに対し、公表されたOECDの計算手法をMRLを提案する際に専門家判断の補助ツールとして使用するよう提言することで合意。</p>
<p>13. コーデックスMRL設定のための確率論的手法の採用について</p>	<p>第34回部会から議論されていた内容。残留農薬の急性暴露量が急性参照値(ARfD)を超えることが想定される場合、特に短期暴露評価の精度について問題となっていた。第34回部会(2002年)では米国より確率論的アプローチについての報告がなされ、第35回部会(2003年)ではオランダを座長とする作業部会が設置された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第36回会議(2004年4月:H16)議題6より <ul style="list-style-type: none"> ・暴露評価における確率的摂取量計算の採用について各国が賛同。 ・①摂取量を求める際の推計対象者は「人口全体」か「摂取者のみ」のどちらか、②摂取量をどのように評価するのか、③最低限必要なデータの質と量を明確にすること、等の問題が挙げられた。 ・WHOが2004年11月に摂取量評価に関するワークショップを開催する予定であると報

	<p>告。同ワークショップに対しCCPRからの質問事項を提出することで合意。</p> <p>○第37回会議(2005年4月:H17)議題6より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの開催が2005年5月に延期されたため、確率論的モデリングによる摂取量評価に関しては次回部会で検討することで合意。 ・作業部会座長のオランダより「確率論的モデリングに関する検討資料」について説明が行われた。 ・食品中に残留する農薬量がコーデックスの基準値内に収まっている場合は消費者にとって安全なことには違いなく、JMPRから暴露量が急性参照値を超過するという報告があった場合、該当する基準値のステップを進めないこととした。
<p>14. コーデックス基準値(MRL)による規制について</p>	<p>○第38回会議(2007年5月:H19)議題15より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸入された食品中の残留農薬量がコーデックスMRLを満たしているものの、輸入国側のMRLを超えている場合、コーデックスMRLの取扱いがどうなるのかということについて、貿易上の問題も含めて議論。新規の農薬のMRL検討の際にはコーデックス基準を考慮しているとの表明をする国もあった。 ・こうした際の各国での取り扱いについて、次回の検討に向け討議資料を作成することとなった。 <p>○第39回会議(2007年5月:H19)議題10より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・討議資料に基づき活発な議論がなされたが、コーデックス事務局が、本部会の役割はMRLの設定と農薬の残留に関する書類を作成であり、こうした問題は、総会の役割としたことから、これについて総会に報告し、助言を求めることで合意。
<p>15. 茶における農薬のMRLの評価について</p>	<p>○第43回会議(2011年4月:H23)議題13より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶に関するFAO Intergovernmental Group(IGG)が、茶の暴露評価では浸出液の農薬量を使用することを提案。これについて、既にJMPRの暴露評価では浸出液中の農薬量を使用しているとした。部会では加工係数に関するさらなる調査研究も重要とした。

3. 作業中止となった議題

作業中止課題	各国の対応
<p>1. 加工及び調理済み食品の MRL の設定: 一次加工食品における加工係数の評価のための Kow(n-オクタノール-水分配係数)の利用</p>	<p>第35回会議以降、加工食品等の残留基準設定と加工係数の利用について議論されていた。</p> <p>○第 36 回会議(2004 年 4 月:H16)議題 14 より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EC は、残留基準を設定した後、加工係数や含有率を用いて加工食品に残留基準を適用しており、この分野におけるガイドラインが必要とした。 ・次回部会に向けて、ECが米国と協力して加工試験の利用と加工食品の残留基準設定の検討資料を作成することになった。 <p>○第37回会議(2005年4月:H17)議題8より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物に比べて残留濃度が高くなる加工食品についてのみ基準値を設定するという方針に合意。ECの討議資料が間に合わず、次回の部会で議論することとなった。 <p>○第38回会議(2006年4月:H18)議題11より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・討議資料に基づき審議。生鮮食品のMRLを加工食品にいかに関適用するか等の問題提起。米国は加工によって濃縮が起こる加工食品のみにMRLが設定されるという方針を提示。複数の国がこれを支持。 ・さらに文書を回付して情報収集をし、次回部会に向けて討議資料を作成することで合意。 <p>○第39回会議(2007年5月:H19)議題8より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工食品の残留基準の設定についての各国の政策と、本案件の進め方に関する勧告を含む文書を紹介。 ・部会は、今回の討議文書等を JMPR に付託し、JMPR からのコメントを得たうえで加工係数の適用に関するガイドラインの要否について決定することとした。 <p>(第 40 回会議においては、JMPR からの一般的検討事項の報告の中で議論。)</p> <p>○第 41 回会議(2009 年 4 月:H21)議題 11(2)および(3)より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EC が、加工試験における農薬の分布に関する文書について説明。柑橘類、仁果類、油糧種子、ワイン用ブドウについて、一次加工後の農薬残留の分配に関する評価に用いる調理加工係数の指標として、logKow(n-オクタノール・水分配係数)を利用することを提案。 ・本件勧告事項についてリスク分析の原則に関する文書に盛り込むよう提案があり、リスク分析の原則の改訂に関する電子作業部会での対応が決定。 <p>○第 42 回会議(2010 年 4 月:H22)議題7(b)より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・討議文書が用意されず、検討作業が中止された。
<p>2. より安全な代替農薬の各国基準を暫定コーデックス MRL として検討する</p>	<p>本件は第 34 回 CCPR(2002 年)で提起された議題である。新規農薬のコーデックス基準の設定に 4 年以上と長期間かかることから、新規農薬の使用登録がなされた農産物輸出国の農家や輸出業者がコーデックス基準の設定されていない新規農薬の使用を躊躇してい</p>

ためのパイロットプロジェクト

る点について、解決すべく提案された。第 26 回総会(2003 年)で各国の基準値を暫定的なコーデックス MRL とするパイロットプロジェクトについて賛同が得られたため、第 36 回 CCPR(2004 年)において議論するとされていた。

○第 36 回会議(2004 年 4 月:H16)議題 11 より

- ・米国がビフェナゼート、フルジオキソニル、トリフロキシストロビンの暫定基準案および暴露評価結果、パイロットプロジェクトの手續案等について説明。
- ・多くの国がプロジェクトへの支持を表明するも、以下について懸念が示された。
 - －関係国・機関および企業などの責任の明確化、
 - －同一作物に対し各国から異なる基準が提案された場合の取扱い
 - －提案国における毒性および残留性試験を含む評価内容の提供等
- ・作成された暫定基準の取り扱いについては 4 年以上維持しないことを合意。
- ・作業手続きについては、①コーデックス事務局が提案国による詳細な評価抄録を回付しコメントを求める、②コメントは本プロジェクト作業部会において取りまとめ、優先順位作業部会や加盟国その他関係団体に送付される、③優先順位作業部会は技術的な事項を検討して次回の CCPR に勧告することが、確認された。以上の議論に基づき、次回の部会で手続きの改善に関する提案を準備。

○第 37 回会議(2005 年 4 月:H17)議題 7bより

- ・暫定コーデックス MRL の設定手順について長時間議論。設定手順を支持する国がいる一方、暫定コーデックス MRL 設定の必要性や、コーデックスにおける暫定 MRL の位置づけ・手続きについて、日本や EC から疑問が呈された。
- ・ビフェナゼート、フルジオキソニル、トリフロキシストロビンのについては暫定コーデックス MRL 案が Step8 としての採択で合意。この基準値は 4 年間を限度とし、その間に JMPR のリスク評価と CCPR の基準値設定がなされることになっている。
- ・パイロットプロジェクト自体は、Step5 にとどめ、新たな物質の検討はしないこととなった。本プロジェクト作業部会で評価書を作成し、次回部会において議論する旨を合意。
- ・また、米国から、JMPR で評価されたにもかかわらず、国内のリスク評価を理由に MRL の採択に反対して、基準値の決定が進まないことから、基準採択に係る判断基準を検討する必要があると提案。作業部会を設置して検討することとなった。

○第 38 回会議(2006 年 4 月:H18)議題 12 より

- ・米国が本プロジェクトの難点を示し、暫定 MRL は、提案国の MRL ではなく、前回の部会において JMPR が提示した基準値案を暫定 MRL とする方法を採用することを提案。
- ・この点について議題 13 で議論され、Step3 で JMPR から新たに MRL が勧告された場合、JMPR で摂取量の懸念が示されず、かつ JMPR 報告書が部会審議の遅くとも 2ヶ月前までに公表されれば、Step5/8 に進めることで合意。
- ・部会としてはこのプロジェクトは今後継続しないことで合意。

4. 現在検討中の規格等

現在検討中の課題	経緯・各国の対応
<p>1. 食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂について</p> <p>Step6～7 (ナッツ類、ハーブ類及びスパイス類について、現在 Step7。Edible Flower について、現在 Step6。)</p> <p>Step1～4 (各種野菜について、現在 Step2/3。)</p>	<p>特に動物由来の食品や熱帯の植物についてコーデックス分類のアップデートが必要とされ、第33回部会(2001年)から議論が始まった。熱帯の植物については未分類の食品も多く、特に途上国の貿易の妨げとなっていた。また、コーデックス内における用語使用の調和を図る観点からも、分類の改訂が必要とされた。</p> <p>第34回部会においては、限定的な分類改訂か、抜本的な分類改定かと言う点で議論があり、第35回部会(2003)において限定的な改正を行うことが合意された。現在、様々な食品の分類改訂案について順次議論されている。</p> <p>○第36回会議(2004年4月:H16)議題13より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オランダより、①新たな作物の追加提案、②作物群の変更提案、③その他の修正案など限定的な変更を行った改定案について報告、オーストラリアから提供された旧版(電子版)について報告。 ・JMPRで基準が設定された作物のうちコードがないものにコードを設定する必要があることが確認された。 ・CCFACでも、汚染物質の基準値リスト作成において食品分類コードがないものがあり、CCPRと整合性を図るうえでも共同作業を行いたいとの提案。 ・限定的改訂について、総会に対し新規作業の承認を求めるとした。またオランダが日本の協力のもと、コーデックス分類の改訂案の作成、新たな作業に関する文書作成を行うこととされた。 <p>○第37回会議(2005年4月:H17)議題12より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第27回総会(2004年)で限定的な改訂が認められ、分類案について議論された。 ・部会は、MRLが存在する新たな食品および飼料のコードをStep5/8とすることに合意。オランダは、本部会での議論に基づいた分類改訂案をStep3として回覧することとされた。 <p>○第38回会議(2006年4月:H18)議題9より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分類の改訂にあたって200もの新規食品または新規サブグループが提案された。日本とオーストラリアは、食品・飼料分類の目的について言及して、分類表に新たに追加されるのは、MRLの設定に必要だと判断される場合に限るべきとした。 ・オランダ、米国、日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、ニュージーランド等が参加して新文書を作成、Step3でコメントを求めるとなった。 <p>○第39回会議(2007年5月:H19)議題6より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議資料の送付が遅かったため、Step3に戻してコメントを求めるとなった。 ・第28回総会において香辛料および乾燥唐辛子のMRLが採択された。香辛料群だけでなくサブグループにもコードが割り当てられた。 <p>○第40回会議(2008年4月:H20)議題6より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鱗茎野菜」及び「うり科野菜を除く果菜類」に関するコーデックス分類について、オラ

	<p>ンダから更なる作業の必要が指摘された。作業部会ではさらに「ベリー類及び小果実類」、「食用きのこ」の分類を行うこととされた。</p> <p>○第41回会議(2009年4月:H21)議題6より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鱗茎野菜」、「うり科野菜を除く果菜類」、「ベリー類及び小果実類」、「食用きのこ類」、「柑橘類」、「仁果類」、「核果類」「油糧種子」に関するコーデックス分類、新サブグループの設定、作物名の増加等に対応した新たなコーディングシステムが提案された。 <p>○第42回会議(2010年4月:H22)議題6より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回のコーデックス分類に関して、新たな提案を盛り込んだ改訂案が承認された。 ・いくつかのグループ名の修正がなされた(Okraをサブグループ12B (Peppers)に入れて、名称をPepper and Pepper-like commodities と変更等)。 ・その他、ハーブ類及びスパイス類についてオーストラリア、タイから追加の意見、日本および中国から、柑橘の皮について、新サブグループを設けるよう再検討の要請があり、いずれも次回会合にて議論することで合意。 ・電子作業部会(議長国:オーストラリア、共同議長国:米国)を再設置し、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類(皮を食すもの)、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類(皮を食さないもの)の分類についての原案を準備することで合意。 <p>○第43回会議(2011年4月:H23)議題7より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハーブ類の検討では Edible Flower のサブグループを Step6 に戻し残りを Step7 とした。スパイス類の Yuzu Peel は一般名を Yuja Peel とし Step7 とした。 ・熱帯性果実及び亜熱帯性果実類(皮を食すもの)、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類(皮を食さないもの)について、日本と韓国は Jujube、Kumquats 及び Limequats、Persimmon 等について、分類変更等を提案したが更なる検討が必要とされ保留となった。現行案で Step5 に進められた。 ・電子作業部会(座長:オランダと米国)を再開し、数種類の野菜類について議論することとなった(Step2/3)。
<p>2. 食品群への農薬最大残留基準値の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス案、および付属書原案 Step6～7 (現在 Step7)</p>	<p>第42回会議(2010年4月)において、「食品群への農薬最大残留基準値の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス原案(作業完了課題2を参照)」が、本体部分についてStep5で合意され、その後第33回総会(2010年7月)において承認されたが、付属部分についてはStep 2 として第43回会議以降検討されることとなった。</p> <p>○第43回会議(2011年4月:H23)議題8より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部会に先立ち日本は、Table1を除く本体部分(原則及びガイダンス)についてまず合意し、後に各食品群の代表作物の例を掲載したTable1について議論すべきとコメントしたほか、本文書の構成についてもわかりやすく利用しやすくするよう提案。 ・議論の結果、付属文書I、IIを本体部分から切り離し、必要な修文を加え、各食品群の代表作物の例を掲載したTable1を含む文書全体をStep7とすることで合意。なお、 ・Table1は今後の食品及び飼料分類の結果により修正する。

<p>3. Minor Uses 及び Specialty Crops に係るコーデックスMRL 策定の促進のためのガイダンスについて (Discussion Paper)</p>	<p>2007年12月のGlobal Minor Use Summitをうけ、第40回部会(2008年)から検討が始まった議題。マイナー作物の農薬は、作付面積が小さく経済的収益も多く見込めないことから、農薬メーカーは農薬登録やMRLの設定に必要なデータの作成に非積極的である。しかし、こうしたことが、安全性の確保と国際貿易の促進の妨げとなっている。特に、途上国は農薬登録のリソースを持ち合わせていないために深刻な問題ととらえている。また生産量の多い作物においても、特殊な病害虫の防除に対してごくわずかに用いられる”Minor Use”の場合には、マイナー作物と同様の問題が生じる可能性がある。なおMinor Useについては、日本の特産物への国際基準の設定が容易になることなどが考えられることから、日本も関心を示している。</p> <p>○第40回会議(2008年4月:H20)議題10(1)より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FAOより2007年12月に開催されたGlobal Minor Use Summitの概要が報告。作業部会の設立が提案された。 ・作業部会の作業範囲や”minor uses”および”specialty crops”の定義について議論。 ・minor uses、specialty cropsに関するコーデックスMRLの設定を促進するためのガイダンスを作成することを目的として、電子作業部会(座長:米国、オーストラリア、ケニア)が設置された。 <p>○第41回会議(2009年4月:H21)議題11(1)より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子作業部会の討議文書に基づき報告。 ・JMPRから、CCPR、JMPRにおけるMinor Cropsの定義の必要性和、OECDにおけるMinor UsesおよびSpecialty Cropsに関する作業との重複の回避の必要性が述べられた。 ・引き続き電子作業部会を設置し、Minor UsesおよびSpecialty Cropsについての問題の特定、CCPRおよびJMPRにおける定義、JMPRへ評価を依頼する優先度につき議論することとなった。 <p>○第42回会議(2010年4月:H22)議題11より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子作業部会から出された勧告を進めることが合意された。CodexにおけるMinor UsesおよびSpecialty Cropsの定義を明確にする必要があるとの指摘により、電子作業部会は関連作業に加えて定義についても検討することとなった。 <p>○第43回会議(2011年4月:H23)議題9より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子作業部会の検討結果が報告され、定義について統一的なものがなく、合意は困難とされた。このため、Minor Crops、Specialty CropsのMRL設定にあたって必要な作物残留データの最小例数を定めるためのクライテリア等について検討することが合意された。 ・電子作業部会(座長:米国、ケニア、タイ)を設置。また、次回会合の前に物理的会合も行われることとなった。
<p>4. コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分</p>	<p>CCGP(一般原則部会)から、「MRLの定期的再評価の手續」の文書を、「CCPRに適用するリスク分析方針の原則」 「JMPRによって評価される農薬の優先度決定のための基準」な</p>

<p>析の原則の改訂</p>	<p>ど、MRL 設定手続に関する文書に照らし合わせて整理し、コーデックス手続きマニュアルに載せるべきかを検討すべきとの指摘をうけて議論が始まった議題。「定期的再評価」の手続きについて特に議論されている。</p> <p>○第 40 回会議(2008 年 4 月:H20)議題 8 より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「CCPR に適用するリスク分析の原則」と「MPR によって評価される農薬の優先度決定のための基準」および「MRL の定期的再評価の手続き」の文書間の重複等を整理し改訂する新規作業を総会に提案することで合意。 ・電子作業部会(座長:アルゼンチン)の設置により次回までに討議文書を作成する。 <p>○第 41 回会議(2009 年 4 月:H21)議題 9 より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CXL の削除、定期的な再評価(Periodic Review)の考え方、文書の構成等について意見が出された。 ・日本は、文書の構成についてリスク管理方針の様式の維持を提案。既に合意が得られている事項(Concern Form や Alternative Gap 等)については手続きマニュアルに加え、新たな合意が必要な事項(「定期的な再評価手続き」や残留が検出されない場合の優先リストの基準の改変など)と作業を分けて進めるべきと提案。 ・議論の結果、「定期的な再評価」の手続きに関する検討を引き続き行うこととし、その際のデータ要求や MRL が自動的に削除となる現行の手続きの見直しをすることで合意。また、それらを含めて CCPR が適用するリスク分析の原則の見直しをするため、再度電子作業部会(座長アルゼンチン)が設立されることとなった。 <p>○第 42 回会議(2010 年 4 月:H22)議題10より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・討議文書に基づいて議論が行われた。 ・途上国は、健康上の懸念を呈さないなら、既存MRLを維持すべきで、農薬メーカーがデータを出さなかったり、評価に必要なデータが不足しているという理由で自動的に登録が削除となるのはおかしいと主張。先進国は安全性に関連する科学的知見や農薬の使用方法は15年も経過すれば変わるので、適切なデータや情報に基づく評価を行うためにも定期的にMRLを見直すべきとして議論が交錯。 ・文書の構造に関しては、CCGP における議論の結果を待って検討。 ・優先リストの規準や手続き、定期的再評価の手続きなどに関する部分について議論が始められたが、ほとんどの事項について合意に至らず。 ・アルゼンチンを議長とする電子作業部会を再度設立し、合意が得られない項目を明確にしてそれを解決するための提案を作成することとなった。 <p>○第 43 回会議(2011 年 4 月:H23)議題11より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・討議文書では、一般原則部会で提起された改訂の反映と、「5.5定期的な再評価」についてはさらに2つの改正案が提示されたが、いずれも合意を得ることはできなかった。 ・なお、部会に先立ち日本はコメントにおいて、定期的再評価について、GAPが変化した場合はMRLの改訂も考慮すべきとし、第二案への支持を表明していた。
----------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂にあたり、本体と「5.5定期的な再評価」を分けて議論するという提案もあったが、一体として進めることで合意。総会の付託事項である改訂期限(2013年)間に合わないのではという懸念も示された。 ・アルゼンチン及びブラジルを議長とする電子作業部会を設置することとなった。必要に応じ物理的会合も開催するとされた。
<p>5. 残留農薬の分析法に関する検討事項: 残留農薬部会における残留農薬の分析方法の取扱いについて</p>	<p>第41回会議(2009年)において、CCPRにおける残留農薬分析法に関わるCODEX STAN 229-1993や、コーデックス規格第2巻の様々な箇所の残留農薬に関する参照の分析が求められたため、第42回会議以降議論されるようになった。</p> <p>○第42回会議(2010年4月:H22)議題13bより</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックスMRLの適用箇所及び分析箇所については、現段階では単独の文書とし、食品及び飼料のコーデックス分類に関する議論の終了した後、再検討するとされた。分析手法に関する文書は、分析に関する作業部会で新たに検討する。 <p>○第43回会議(2011年4月:H23)議題10bより</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年の会合において提起された、IAEAのホームページに掲載されている2003年に改訂された勧告農薬分析法(CODEX STAN229-1993)の今後の取扱いについて、オーストラリアより討議文書が準備された。 ・議論の結果、当該分析法の取扱いについては、①CODEX STAN229-1993を廃止、②IAEAに当該ホームページを維持・更新するよう要求、③IAEAのホームページにコーデックスのホームページからリンクを張ることで合意。 <p>(注)第34回総会(2011年)でインド等が、コーデックスの枠組みから農薬分析法のリストが無くなることへの懸念を表明。CODEX STAN229-1993は廃止せず、維持することとなった。総会はCCPRに対し、農薬分析法の適性判断基準の策定の可能性を検討するよう求めるとした。</p>
<p>6. Codex を通じて世界的に調和された農薬最大残留基準値(MRL)の実現</p>	<p>○第40回会議(2008年4月:H20)議題10より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国よりパイロットプロジェクトについて提案。 ・JMPRの独立性、有効なデータの提供可能性、GAPが変更された場合の取扱い等について、各国から意見提出。特に、現在のコーデックスとJMPRにおける原則や手続き上の問題に対する懸念が表明された。 ・米国を議長とする電子作業部会が設立された。 <p>○第41回会議(2009年4月:H21)議題8より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国から、リソースやキャパシティに乏しい途上国にとって特に有用と説明された。また本プロジェクトによってMRLが勧告されても、各国当局は農薬登録に関する権限を引き続き保持するともした。 ・日本は、このプロジェクトは通常の手続きに基づかず、得られた結果をコーデックスMRL(CXL)にすることはできないとした。また、本部会で検討した上、総会でも合意を得る必要があると指摘。同様に、ECは、CXL設定の効率化は求められるものの現時点では支持できないとした(ノルウェー、スイスなどが賛同)。

	<ul style="list-style-type: none"> ・豪州は、本件を支持したうえで、フルオピラムがモデルに適していると思えないとして、農薬の毒性評価に限って実施すべきとした。 ・ドイツは、各国に先んじて国際基準としてMRLを勧告しても、各国におけるMRL設定が促進されなければ意味がないとした。また、GAPについては、当初提案されるものと最終的に登録時のものとは異なることが多いとも指摘。 ・途上国からの支持があったものの、反対意見も多いため、パイロットプロジェクトは開始しないことで合意。 <p>○第42回会議(2010年4月:H22)議題13(a)より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あくまでパイロットプロジェクトとしての取り組み、結果の検証を目的とするとして、再度提案がなされた。 ・新規作業とすることが合意され、米国が新規作業承認に必要な資料を作成することとなった。(注)第33回総会で新規作業として採択されたが第43回会議(2011年)で議論されず。
<p>7. スtockホルム条約に規定される残留性有機汚染物質(POPs)の外因性最大残留許容量(EMRL)及びCodex 残留農薬部会の付託事項(TOR)について</p>	<p>第41回会議(2009年)で、Stockホルム条約に規定される残留性有機汚染物質(POPs)の外因性最大残留許容量(EMRL)について、POPs 農薬の食品中への残留が減少しているため、見直すべきとの提案があった。新たに電子作業部会(座長:インド)を設置し、モニタリングデータの提出が呼びかけられた。</p> <p>○第42回会議(2010年4月:H22)議題8より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議論の結果、①従来のEMRLは引き続き維持、②新たなEMRL設定を要する場合は優先リスト作業部会に提案し、JMPRにモニタリングデータを提出する、③Stockホルム条約附属書に掲載されたリンデンのEMRLについては、その附属書が発効(本年5月)してから再度議論するとした。 <p>○第43回会議(2011年4月:H23)議題12より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リンデンについては、2年以内にJMPRに加盟国が食品中の残留量のモニタリングデータを提供し、2014年に評価することで合意。
<p>8. MRL 推定のための農薬の投下量と残留濃度の比例性適用について</p>	<p>第42回会議(2010年)で、農薬の評価データとしてGAPよりも25%以上高い投下量で実施された作物残留試験データが提出されたものについて、JMPRがMRLを勧告しなかったことに対して米国が懸念を示した。これをうけ、第43回部会(2011年)に向けてこの問題に関して討議文書が作成されることになった(豪州)。</p> <p>○第43回会議(2011年4月:H23)議題6より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪州が比例適用(GAPより25%以上高い/低い農薬投下量で実施した作物残留試験データから、GAPに従った場合の残留データを推定)をJMPR評価に適用することを提案。 ・JMPR事務局から以下の点について情報提供があった。 <ul style="list-style-type: none"> －JMPRでも比例性の使用原則を推奨。2010年JMPR報告書で原則の使用例や統計法についても例示。また、2011年度のJMPRにおいて一般的検討事項にて検討する予定。 ・2011年JMPR報告書を参考に次回検討するとした。

CODEX「食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)」

資料集

(議長国：オーストラリア)

○CODEX 総会および CCFICS（食品輸出入検査・認証制度部会）の開催状況（2003 年以降）

開催年	CODEX 総会 開催月日	CCFICS 部会 開催月日	備考
2003 年 (H15)		第 11 回会議(2 月 24 日～28 日)	オーストラリア
	第 26 回総会(6 月 30 日～7 月 7 日)		
		第 12 回会議(12 月 1 日～5 日)	ブリスベン (オーストラリア)
2004 年 (H16)	第 27 回総会(6 月 28 日～7 月 3 日)		
		第 13 回会議(12 月 6 日～10 日)	メルボルン (オーストラリア)
2005 年 (H17)	第 28 回総会(7 月 4 日～9 日)		
		第 14 回会議(11 月 28 日～12 月 2 日)	メルボルン (オーストラリア)
2006 年 (H18)	第 29 回総会(7 月 3 日～7 日)		
		第 15 回会議(11 月 13 日～17 日)	マル・デル・プラタ (アルゼンチン)
2007 年 (H19)	第 30 回総会(7 月 2 日～7 日)		
		第 16 回会議(11 月 26 日～30 日)	サーファーズパラダイス (オーストラリア)
2008 年 (H20)	第 31 回総会(6 月 30 日～7 月 4 日)		
		第 17 回会議(11 月 24 日～28 日)	セブ(フィリピン)
2009 年 (H21)	第 32 回総会(6 月 29～7 月 4 日)		
2010 年 (H22)		第 18 回会議(3 月 1 日～5 日)	サーファーズパラダイス (オーストラリア)
	第 33 回総会(7 月 5 日～7 月 9 日)		
2011 年 (H23)	第 34 回総会(7 月 4 日～7 月 9 日)		
		第 19 回会議(10 月 17 日～21 日 予定)	オーストラリア

※本資料は、以下の文書および議事録をもとに、項目ごとに整理したものである。
 議事録へのリンクは <http://www.codexalimentarius.org/meetings-reports/en/>

第 12 回食品輸出入検査認証部会報告(CCFICS)	食品衛生研究 Vol.54 No.4	2004	pp.43-46
第 13 回食品輸出入検査認証部会報告(CCFICS)	食品衛生研究 Vol.55 No.4	2005	pp.39-44
第 14 回食品輸出入検査認証部会報告(CCFICS)	食品衛生研究 Vol.56 No.3	2006	pp.29-35
第 15 回食品輸出入検査認証部会報告(CCFICS)	食品衛生研究 Vol.57 No.5	2007	pp.61-65
第 16 回食品輸出入検査認証部会報告(CCFICS)	食品衛生研究 Vol.58 No.4	2008	pp.27-31
第 17 回食品輸出入検査認証部会報告(CCFICS)	食品衛生研究 Vol.59 No.3	2009	pp.45-49
第 18 回食品輸出入検査認証部会報告(CCFICS)	食品衛生研究 Vol.60 No.7	2010	pp.21-25
平成 14 年度食品産業コーデックス対策委員会報告書	財団法人食品産業センター	2003.3	pp.3.6.7.8, 42-44,67-69
第 12 回食品輸出入検査・証明制度部会 (CCFICS)仮議題、検討議題	コーデックス連絡協議会第 10 回	資料 7	2003.11.11
第 12 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 議題、概要	コーデックス連絡協議会第 11 回	資料 4	2004.3.2
食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 主催アジア地域調整部 会加盟国向けトレーサビリティ・ワークショップの概要	コーデックス連絡協議会第 13 回	資料 6	2004.6.15
第 13 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)仮議題、検討議題	コーデックス連絡協議会第 15 回	資料 7	2004.6.15
第 13 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 議題、概要	コーデックス連絡協議会第 16 回	資料 4	2005.3.1
第 14 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)仮議題、検討議題	コーデックス連絡協議会第 20 回	資料 6	2005.11.9
第 14 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)議題、概要	コーデックス連絡協議会第 21 回	資料 5	2006.3.16
第 15 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)仮議題、検討議題	コーデックス連絡協議会第 24 回	資料 7	2006.10.16
第 15 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)議題、概要	コーデックス連絡協議会第 25 回	資料 5	2006.11.16
第 16 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)仮議題	コーデックス連絡協議会第 30 回	資料 9	2007.10.10
第 16 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)議題、概要	コーデックス連絡協議会第 31 回	資料 7	2008.1.18
第 17 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)仮議題	コーデックス連絡協議会第 36 回	資料 7	2008.11.14
第 17 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)議題、概要	コーデックス連絡協議会第 37 回	資料 5	2009.2.5
第 18 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)仮議題	コーデックス連絡協議会第 42 回	資料	2010.1.19 10
第 18 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)議題、概要	コーデックス連絡協議会第 43 回	資料 5	2010.6.23

I. 食品輸出入検査・認証制度部会への委託事項

- (1) 消費者の健康を保護し、公正な貿易の実施を保証し、かつ食品の国際貿易を促進する方法と手続きを調和させる目的で、食品輸出入検査及び認証制度のための原則及びガイドラインを作成する。
- (2) 必要に応じて、食品が諸要件（特に健康に関する法令上の要件）に適合するという保証を与えるために、各輸出入国の所管官庁による手段適用のための原則及びガイドラインを作成する。
- (3) 適時、食品が諸要件に適合することを保証するために品質保証制度の利用のためのガイドラインを作成する。さらに、各国の二国間・多国間の取決めに基ついて食品の輸入を促進する際、これらの制度の認証を奨励する。
- (4) 各国が国際調和の目的で要求する当該公式証明書の書式、内容及び言語に関するガイドライン及び基準を開発する。
- (5) 食品の輸出入管理に関する情報交換のための勧告を行う。
- (6) 必要であれば、食品の検査及び認証制度に関する事項について作業しているその他の国際的グループと協議する。
- (7) 食品の検査及び認証制度に関して「委員会」から当部会に指示されたその他の事項を検討する。

II. これまでの重要決定規格等

- (1) 食品管理危機状況に関する情報交換のガイドライン (Guideline for the Exchange of Information in Food Control Emergency Situations (CAC/GL 19-1995, Rev. 1-2004))
http://www.codexalimentarius.net/download/standards/36/CXG_019e.pdf
- (2) 食品輸出入検査認証に関する原則 (Principle for Food Import and Export Inspection and Certification (CAC/GL 20-1995))
http://www.codexalimentarius.net/download/standards/37/CXG_020e.pdf
- (3) 輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン (Guideline for the Exchange of Information Between Countries on Rejections of Imported Food (CAC/GL 25-1997))
http://www.codexalimentarius.net/download/standards/353/CXG_025e.pdf
- (4) 食品輸出入検査認証システムのデザイン、実施、評価及び認可に関するガイドライン (Guideline for the Design, Operation, Assessment and Accreditation of Food Import and Export Inspection and Certification Systems (CAC/GL 26-1997))
http://www.codexalimentarius.net/download/standards/354/CXG_026e.pdf
- (5) 食品の輸出入管理に起因する試験所権限の評価に関するガイドライン (Guidelines for the Assessment of the Competence of Testing Laboratories Involved in the Import and Export Control of Food (CAC/GL 27-1997))
http://www.codexalimentarius.net/download/standards/355/CXG_027e.pdf
- (6) 食品輸出入検査認証システムに関する同等性合意の進展に関するガイドライン (Guideline for the Development of Equivalence Agreement Regarding Food Import and Export Inspection and Certification Systems (CAC/GL 34-1999))
http://www.codexalimentarius.net/download/standards/362/CXG_034e.pdf
- (7) 一般的な公式証明書の様式及び証明書の作成と発行に関するガイドライン

- (Guidelines for Design, Production, Issuance and use of Generic Official Certificates
(CAC/GL 38-2001)
http://www.codexalimentarius.net/download/standards/375/CXG_038e.pdf
- (8)食品輸入のコントロールシステムに関するガイドライン
(Guidelines for Food Import Control Systems(CAC/GL 47-2003))
http://www.codexalimentarius.net/download/standards/10075/CXG_047e.pdf
- (9)食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン
(Guidelines for Judgement of Equivalence of Sanitary Measures associated with Food
Inspection and Certification Systems(CAC/GL 53-2003))
http://www.codexalimentarius.net/download/standards/10047/CXG_053e.pdf
- (10)食品輸出入検査・認証制度における T/PT の適用のための原則原案
(Principles for Traceability/Product Tracing as a Tool Within a Food Inspection and
Certification System(CAC/GL 60-2006))
http://www.codexalimentarius.net/download/standards/10603/CXG_060e.pdf

III. コーデックス総会及び他の部会から付託された事項等

<第11回会議:2003年2月>

- [分析・サンプリング法部会(CCMAS)より]
 - ・ 検査問題に関する分析結果の使用について CCFICS(食品輸出入検査・認証制度部会)に依頼があり、今後の CCFICS で検討することとなった。

<第12回会議:2003年12月>

- [事務局より]
 - ・ 26回総会(2003年6月)において「食品検査・認証制度に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン」が Step 8 で採択され、「食品に係る要件を満たすための品質保証システムの活用および促進に関するガイドライン策定」の作業の中止が承認されたとの報告。
- [総会からの要求]
 - ・ 総会からの要求として、以下の2点に関し要求があった。
 - ① 食品輸入管理システムに関するガイドライン中の「適当な期間」の意味の解釈の検討
 - ② 食品検査認証制度に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの更なる推敲

<第13回会議:2004年12月>

- [事務局より]
 - ・ 27回総会(2004年6月)において「食品の緊急事態における情報交換のためのガイドライン」の改訂が採択されたとの報告。
 - ・ また、前回部会で提案された以下の3つの新規テキストに関する作業が承認されたとの報告。
 - ① 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの補遺の検討
 - ② 電子証明のための原則素案
 - ③ リスクベースによる輸入食品の検査のためのガイドライン素案

<第14回会議:2005年11月>

- [事務局より]
 - ・ 28回総会(2005年7月)において「食品輸出入検査・認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシング(T/TP)の適用のための原則原案」および「公的証明書の様式と証明書の作成および発行のためのガイドライン改訂原案」の作成が新規作業として承認されたとの報告。
- [一般原則部会(CCGP)より]

- ・ 第22回一般原則部会(CCGP)から「食品の国際貿易における倫理規則」の改訂に関連し、「食用には適していない、あるいは、輸出国の基準に適合しない食品を、輸入管理体制が不十分な国へ輸出することの問題」についてCCFICSへ意見を求めた。電子的作業部会(座長:カナダ)を設置することとなった。

<第15回会議:2006年11月>

● [事務局より]

- ・ 29回総会(2006年7月)において「食品輸出入検査・認証制度におけるトレーサビリティ／プロダクトトレーシング(T/PT)の適用のための原則」が採択されたとの報告。
- ・ 第22回一般原則部会(CCGP)から「食品の国際貿易における倫理規範」の改訂に関連し、「食用には適していない、あるいは、輸出国の基準に適合しない食品を輸入管理体制が不十分な国へ輸出することの問題」については、CCFICSでの議論の結果を待ち、次回会合まで作業を中止することとした旨を報告。
- ・ 乳・乳製品部会(CCMMP)から「乳・乳製品モデル輸出証明書原案」について、「公的証明書の様式と証明書の作成および発行のためのガイドライン」(CAC/GL38-2001)との整合性についてコメントを求められている件は、CCFICSにおいて見直し作業中であることから、それらを踏まえて、オーストラリアの事務局が作業文書を準備することで合意。

<第16回会議:2007年11月>

● [事務局より]

- ・ 第30回総会(CAC)において「公的証明書の様式と証明書の作成および発行のためのガイドライン改訂原案」が採択されたとの報告。

● [生鮮果実・野菜部会(CCFV)に対し]

- ・ 生鮮果実・野菜部会(CCFV)の「生鮮果実・野菜に関する品質基準への適合のための検査認証ガイドライン原案」に対して、CCFICSは、ガイドライン案の範囲を明確化、CCFICSの規格の定義との整合性の考慮(日本)、OECDなど他国際機関のガイダンス等との重複や矛盾の回避、等を報告することとされた。

<第17回会議:2008年11月>

● [事務局より]

- ・ 第31回総会(CAC)において「食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの附属文書原案」が Step 5/8 で採択されたとの報告があった。
- ・ 「Codex Strategic Plan 2008-2013」では、一般問題部会が2008年までに、部会ごとの意思決定および優先順位決定基準を決定・実施することとしているが、CCFICSとしては、作業管理を一般基準(General Criterion)と「Criteria applicable to general subjects(第28回総会採択)」によることとして、部会独自の基準は設けないとの旨を第63回執行委員会に報告することとした。

<第18回会議:2010年3月>

- [事務局より]
 - ・ 第32回総会(CAC)において「公的証明書的一般様式」が「公的証明書の設計、作成、発行および使用のためのガイドライン(CAC/GL38-2001)」の付属文書として採択されたとの報告。
- [乳・乳製品部会(CCMMP)からの勧告]
 - ・ 第9回乳・乳製品部会(CCMMP)は、「衛生証明書の一般様式」を修正する際、乳・乳製品輸出証明書様式の特徴を考慮するよう CCFICS に対して求めた。
- [一般原則部会(CCGP)に対し]
 - ・ 第32回総会(CAC)にて“competent authority”の統一的な定義について検討するよう一般原則部会(CCGP)に対して要請された。CCFICS としては、CCGP に対して以下の点を伝えることとした。
 - ① CCFICS の 9 文書中 8 文書で“competent authority”が使用されており、CCFICS に深い関係がある用語であること。
 - ② CCFICS では、定義は不要と結論づけている。新たな定義付けは、CCFICS が作成した既存文書に影響を与えることになる。
 - ③ “competent authority”は多くの政府によって使用されているので、定義付けによるいかなる使用も排除しないよう注意すべき。

<第19回会議:2011年10月>

- [総会より]
 - ・ 総会で言及された緊急時の情報交換に関する既存のコーデックス文書(CAC/GL 19-1995 および CAC/GL 25-1997)を修正し、動物用飼料に適用する件については、食品の安全に関する緊急事態への対応に関するガイドライン(議題 5(b))と併せて検討することとされた。
 - ・ 総会で言及された「トレーサビリティ／プロダクトトレーシングのガイドライン」の作成について事務局からこれまでの経緯に関する説明が行われた。新規作業の提案はなく、議論は行われなかった。
- [魚類・水産製品部会より]
 - ・ 魚類・水産製品部会から付託された証明書様式の変更については、個別食品特有のものであり、これらを公的証明書的一般様式に入れることは適当ではないとして了承されなかった。

IV. CCFICS に関連する FAO/WHO およびその他国際政府機関の活動報告

<第18回会議>

- [FAO より]

- ・ 「リスクに基づく食品検査マニュアル」等のガイドラインが FAO および WHO より出版されたこと、「輸入食品管理に係るガイドライン」を FAO で作成しているとの報告。
- [国際獣疫事務局(OIE)より]
 - ・ 動物性食品の安全性に関するワーキンググループの活動報告と OIE の獣医サービスの評価のための「OIE ツール」の紹介が行われた。
- [APEC 輸出証明書ラウンドテーブルより]
 - ・ 「公的証明書の一般様式」について CCFICS で検討すべきとの提案があり、米国が討議文書を作成するとの提案。

V. 近年作業が完了した議題と経緯

作業完了議題	各国の対応
<p>(1)</p> <p>食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン (CAC/GL53-2003)</p> <p>http://www.codexalimentarius.net/download/standards/10047/CXG_053e.pdf</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・WTO の SPS 協定の、同等性に関する規定適用のための同等性評価の原則、手続等について示すもの。 ○第 11 回会議(2003 年 2 月:H15)議題3 <ul style="list-style-type: none"> ・作業部会の議長のニュージーランドから、2002 年に開催された作業部会による新たな修正案(CX/FICS 02/11/3)のポイントについて説明がなされた。 ① 文書の明確化のために再構成された、 ② 比較のための客観的な根拠(OBC, Objective Basis for Comparison)のセクション(セクション 6)が追加された。 ・2003 年の第 26 回総会に Step 8 としての採択に付されることが合意された。 ・なお、IACFO から、①申請書類の要件、②輸入国による現地調査の内容、③輸入国が輸出国(特に発展途上国)に提供する技術援助などについて更なる付属文書を検討すべきとの指摘がなされた。 →第 26 回総会(2003 年 6 月)において採択された。
<p>(2)</p> <p>食品の緊急事態における情報交換のためのガイドラインの改訂 (CAC/GL 19-1995、Rev、1-2004)</p> <p>http://www.codexalimentarius.net/download/standards/36/CXG_019e.pdf</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1999 年にベルギーで発生したダイオキシンによる鶏肉の汚染問題を契機に、食品由来の危害に係る緊急事態に対処するための既存ガイドラインの改訂案。 ○第 11 回会議(2003 年 2 月:H15)議題5 <ul style="list-style-type: none"> ・本議題は、第 9 回会議において修正する必要性が論じられ、第 24 回総会にて新規作業で取り組むことが決定された。第 10 回会議では、再度修正案を作成することが決定され、オーストラリアが議長の修正作業グループが修正案を作成した。本会議では、CX/FICS 02/11/5 に基づいて議論がなされた。 ・文書の対象とする範囲について、緊急時のコミュニケーション・情報交換についてのみ取り上げるべきとする考えと、リスク管理措置も含めた行動計画も含めるべきとする考えに、意見の違いがあった。 ・コミュニケーションの観点について、現行のガイドラインでは緊急時の情報交換が二国間(bilateral communication)を対象としていることから、多国間への情報交換に拡大すべきとの意見があった。 ・リスク管理措置については、緊急時のリスク管理措置は暫定的なものであり、科学的な不確実性があることから、新たな情報に基づき常に科学的情報と管理措置を更新をしていく必要があることが指摘された。また、リスク管理措置の判断は科学的リスク評価に基づくべきであるが、緊急時においては、十分に実行できない可能性や、それを実施する上での十分なリソースがないこともあるとの指摘があった。 ・本ガイドライン案は Step 2 で再度検討されることとなった。 ・今後オーストラリアを中心とする作業部会が改定案を作成し、各国からコメントを求め、次回会合で議論することが決定した。 ○第 12 回会議(2003 年 12 月:H15)議題3 <ul style="list-style-type: none"> ・改訂案について、以下のような改善点が指摘された。 <ul style="list-style-type: none"> ・文面をさらに明確かつ正確にすること、 ・「前文」と「対象範囲」において緊急事態についてより明確にすること、 ・緊急事態と通常の検査等による不適合品を区別すること、 ・影響のある国々に対する通報の際の輸入国と輸出国のそれぞれの責任と役割を明確にすること、 ・食品の緊急事態の決定が科学的判断に基づくべきこと ・情報交換の主要な目的は、潜在的な公衆の健康への悪影響を最小限にとどめることとした。ただし、ダイオキシン事件によるヨーロッパ諸国での経済的な影響を踏まえて副次的な目的として、食品安全の緊急事態に関係しない食品に対する不当な扱